

2014年3月19日

宮城県環境生活部
食と暮らしの安全推進課食品安全班 御中

消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ
住所：仙台市青葉区柏木1-2-45
フォレスト仙台5F
電話番号：022-276-5162
座長 斎藤 昭子
(宮城県生活協同組合連合会会长理事)

構成団体

宮城県生活協同組合連合会会长理事	斎藤 昭子
特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット副理事長	岩谷 芳江
主婦連合会仙台支部会長	勝又三千子
宮城県地域婦人団体連絡協議会会长	三浦 純子
宮城県消費者団体連絡協議会会长	熊谷 陸子
みやぎ生活協同組合理事長	斎藤 昭子
生活協同組合あいコープみやぎ理事長	小野瀬 裕義
公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク理事	冬木 勝仁

平成26年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）への意見

平成26年度宮城県食品衛生監視指導計画案の策定にあたり、下記の意見を提出します。

記

1. 第2重点取組ー1 食中毒の予防対策ー（4）について

「平成24年8月に札幌市の事業者が加工した浅漬による腸管出血性大腸菌O157の食中毒が発生したことを受け、浅漬を含むつけ物加工業や魚介類加工業等について規定している食品衛生取締条例施行規則を一部改正し、衛生基準を新たに定め、これに基づき、営業施設を巡回し、基準を遵守し衛生的取り扱いがなされるよう監視指導を行う。」との記述が追加されたことを評価します。

2. 第2重点取り組みー2 食品の放射性物質の検査と情報提供ー（2）について

食品中の放射性物質の検査結果については、ホームページや新聞、県政だより等で県民に情報提供されています。しかし、風評被害をなくすためには、検査結果をより分かりやすく伝えることが必要です。特に、学校給食の食材について保護者に理解してもらえるような情報提供を求めます。

3. 第2重点取り組みー4 食品の適正表示の推進ー（2）について

食品の偽装表示が大きな問題となり、消費者として表示されていることが本当のことなのか不安を抱く問題がきました。特に食物アレルギーを持つ人にとっては、命に関わる重大な危険を孕む問題で、身を守るために食品表示は重要な判断材料となっていたはずです。危険情報を入手した時は、緊急に当該食品の流通状況調査等を行い、当該食品を排除するとともに、県民に対し、速やか

に情報の公表をする必要があることも指導に含めてください。

4. 第3実施体制－1 監視指導－（2）について

2012年12月東京都調布市で、給食を食べた小5女児が「アナフィラキシーショック」を起こし死亡した事故が発生しました。文科省の調査によると、「アレルギーのガイドライン」に関する周知は、管理職や養護教諭ら一部の教職員にしか周知されていないという結果が報告されています。食中毒やアレルギー物質など、子どもの生命や健康に関する情報は、児童に関わるすべての教職員などに充分周知徹底してください。一連の食品偽装表示問題で、成形肉に、アレルギー物質の乳、大豆、小麦が含まれていた事件があつたことから、監視指導のさらなる強化を求めます。

5. 第3実施体制－3 連携－（1）について

「肉の生食による食中毒防止対策」に関しては、食品等事業者への指導だけでは拡大防止に繋がらないと考えます。県民への情報提供や啓発・教育に関するこころを、消費者団体や市民団体とも連携を図る記述を望みます。

また、食中毒の予防対策やアレルギー問題、食品中の放射性物質に関しては、学校給食の担当部局との連携が重要と考えます。

6. 第4監視指導－4 食中毒等健康被害発生時の対応について

食材の虚偽表示や冷凍食品への農薬混入など食品の表示やリスクをめぐる問題が深刻な社会問題になっています。誰かがいたずら半分に農薬を食品に混ぜるだけで、企業が苦境に立たされてしまうという問題は、新たに「フード・ディフェンス」対策が必要になってきたことを物語っています。健康被害発生時の対応として、食品への意図的な毒物等の混入等に関する危機管理の考え方を取り入れた新たな対策を検討していただくよう要望します。

7. 第5－2 「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度」の推進について

制度の内容と独自の評価マークの周知を含めた認知度は、多くの県民には行き渡っていないと思われます。事業者が自らHACCPの取り組みを推進するためには、評価を受けたことによるメリットが必要です。みやぎのHACCPの認知度を高めるために、自主衛生管理の認証制度について一般県民対象にした講習会を企画するなど、従来の広報を見直し、新たな取り組み施策が必要と考えます。

8. 第6－1 計画策定に当たっての公表について

監視指導計画の策定にあたっては、計画案を県のホームページへ掲載することにより公表し、広く県民から意見を求めるとしています。しかし、意見募集にあたり、前年度の実施状況については、情報が十分とは言えません。監視指導計画は、十分な情報の提供を行ない、広く県民からの意見を求めて、作成することが必要です。みやぎ食の安全安心推進会議のほか、消費者モニターからも意見を求めるこころを記述してください。

9. 第6－3 消費者への食品等による健康被害防止のための情報提供について

（1）リスクコミュニケーションの手法を工夫し、消費者目線での情報の共有化と意見交換の円滑化を図るべきです。

県民とのリスクコミュニケーションについては、みやぎ食の安全安心推進会議や講演会・シンポジウムの開催、各種情報提供のほか、県民からの意見募集やみやぎ食の安全安心消費者モニターに対する情報提供などが行われていますが、消費者の理解がより深まる視点からの情報の共有化ができる企画や消費者が意見を出しやすい形式にするなどリスクコミュニケーションの取り組みを工夫することが必要です。

- (2) 「広域食品衛生監視チーム（WAFT）は、輸入食品取扱業者に対して、監視を行うほか、食品衛生責任者に対して、衛生管理の構築について支援を行う。また、営業者の食品衛生自主管理を支援するため、専門的な立場から必要な指導・助言を行う」と記載されています。広域化する食品の流通や輸入食品への不安が大きい中で県民のニーズに沿ったものと考えますが、広域食品衛生監視チーム（WAFT）の存在と、その取り組み内容については、県民に認知されていません。一般県民向けの自主衛生管理認証制度の学習会などの企画の際に、取り組み報告と合わせ広く県民に公開していくことが、さらなる広域流通食品の安全性を増すと考えます。
- (3) 消費者が、食品安全基本法で謳われている「消費者の役割」を果たすためには、食品の安全に関する「消費者力」を高めるために様々な場での「気づき」が大切と考えます。そのために、食の安全に関する様々な情報の提供やリスクコミュニケーションなどとも協力して積極的にすすめることを希望します。

以上